

平成29年度玉城町生涯学習の目標と施策の重点

はじめに

平成18年12月に公布・施行された教育基本法（改正教育基本法）に、「生涯学習の理念（第3条）」が規定され「家庭教育（第10条）条項の新設」、「社会教育（第12条）」、「学校、家庭及び地域住民等の連携協力（第13条）条項の新設」等、生涯学習・社会教育関係の規定の充実が図られました。

平成25年1月の第6期中央教育審議会生涯学習分科会では、平成20年2月、中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～」等の検討内容を受け、自立・協働・創造が可能となるような「生涯学習社会の構築」を目指した議論の整理がされています。また、三重県においても「第3次三重県生涯学習振興基本計画」～みえまなび絆プラン～が平成23年3月に示されています。

このような国が示す生涯学習の振興方策の流れとの整合性をかんがみ、玉城町教育委員会においては玉城町の実情に即した施策を行っていくことが、必要だと考えています。

生涯学習の目標

生涯学習は各個人の自発的意思に基づいて選択され、行われることを基本としています。特に、住民の「個人の要望」を踏まえるとともに、「社会の要請」に合わせて、行政が住民の学習活動を支援することが求められます。生涯を通じて学ぶことに意欲・喜び等を感じ、変化の激しい社会において力強く生きていくための総合的な力を身に付けることを目指しています。

また、生涯学習の対象は成人だけではなく、すべての住民が対象であります。子どもの学校教育外の体験活動を通じて、その発達段階に応じた能力を身に付けることも、生涯学習の理念に沿ったものであります。

玉城町においても、住民が必要とする力を身に付けるための必要な学習機会を提供し、人々が意欲的に学習できる一層の環境づくりが必要であると考えています。

また、住民一人一人の学習の支援と共に、社会全体の教育力を向上させることが必要であり、それぞれの地域社会における関連機関がそれぞれの役割に応じて、地域の目標を共有することも必要であると考えています。

三重県生涯学習振興基本計画においては、だれでも、いつでも、どこでも楽しく学ぶことができ、その成果を社会に活かすことをめざして、学習機会提供の充実、地域家庭の教育力の向上、学習成果の活用、生涯学習施設等の充実と活用を施策目標にかかげています。

玉城町教育委員会においても、生涯学習とは「いつでも」「どこでも」「だれでも」一生にわたって継続的に行われる学習活動で、「家庭・学校・職場など、あらゆる生活の場において、一人一人が、自由に、自らテーマを選んで、自分にあった手段・方法を選びながら、生涯を通して学んでいくこと」であるという基本を踏まえた上で、そ

それぞれの地域の特色・実態に即した創意ある計画のもと、個々人の自主性・主体性を損なうことのないよう、それを促進するような配慮をし、生涯教育の一層の充実・発展が図られるよう、平成29年度の玉城町の生涯学習の具体的な施策の重点を下記のとおり設定します。

施策の重点

1. 生涯学習推進体制の整備

- 住民の学習ニーズを的確に把握する中、いつでも、どこでも、だれでも楽しく学べることができ、学ぶだけでなく、その成果を家庭や地域に還元できるような「知の循環型社会」の構築を目指し、それらが地域の教育力となり、「地域づくり」につながるよう支援します。
- 「生涯学習講座」では、だれもが楽しく学べることをモットーに住民の要望する新しい講座を加えると共に、昨年度に引き続き郡内4町で連携してニーズの把握に努めます。
- 町広報など、多種多様な媒体を通し、学習機会の情報提供を実施します。
- 「子ども読書活動推進計画」を見直し、読書活動や図書館活動を関連機関と連携しながら推進します。

2. 地域・家庭の教育力の向上

- 「玉城町青少年を育てる会」において『地域の子は 地域で育てる』をスローガンにし、昨年度に引き続き、地域・家庭の教育力向上を図るとともに、地域のリーダー育成に努めます。
- 「玉城町青少年を育てる会」や「子ども会」の自主的・主体的な活動の活性化を図ります。また『コミュニケーション』をキーワードに、家庭の教育力向上を目的とした事業を推進すると共に、子どもたちの社会規範を育むための諸活動の拡大が図られるよう働きかけを行います。
- 玉城町での家庭教育に対する情報及び課題を、玉城町子育て総合支援室（生活福祉課）と共有し、協働事業を行っていきます。又、社会教育指導員と住民のボランティアの方々との連携をより密にし、玉城町の家庭教育事業及び子育て支援を地域ぐるみ及び行政総がかりで取り組めるような体制をとっていきます。

3. 青少年健全育成活動の推進

- 親や他の大人自身が自らの生活を振り返る中、家庭教育・子育てについての研修など地域社会におけるモラル向上や地域・家庭の教育力の向上を図ります。
- 玉城町青少年を育てる会を中心に、地域ぐるみで青少年の非行を防止するための健全な環境の創出に努めます。

4. 文化財の保護とその活用

- 田丸城跡をはじめとする地域の歴史遺産をまちづくりに生かすため、有識者（田丸城跡整備検討委員会等）、住民による委員会を組織し、歴史遺産の適正な保護、活用について指導・助言を求め、田丸城跡保存管理整備活用計画に沿ったより住民に親しまれる文化財の活用に努めます。
- 田丸城跡整備検討委員会との協議結果、田丸城跡保存管理整備活用計画により、石垣修復等城跡の整備に努めます。
- 玄甲舎の保存、修復を進めます。また、文化財について文化財調査委員会に図りながら有効な活用を検討していきます。
- 文献資料調査事業として、玄甲舎等で発見された古文書類の解読および、資料整理を行います。
- 文化財の発掘調査及び記録、保存に努めます。

5. 文化・芸術

- 多様な文化ニーズに対応した文化講座の開催や地域で埋もれた文化の掘り起こしなど、人びとの心に豊かさ・うるおいを与え、生き甲斐にもつながる諸事業を地域のボランティア活動と絡めあいながら推進します。又、玉城町ゆかりの貴重な伝統文化・芸能を復活、保存し次世代へ継承していけるように努めます。
- 村山龍平記念館において、地元の著名な方々の作品等を展示し、住民の皆様の文化意識の向上に努めます。
- 町民の主体的な文化芸術活動の活性化を図るため、町民が文化芸術に触れ、体験することができる機会を提供するとともに発表の場を設けることにより、町民の活動への意欲をさらに高めるよう努めます。
- 文化協会等各種団体との連携のもと、子どもを対象とした文化教室の開催や学校の必修クラブへの講師派遣など、子どもたちの文化意識の高揚を図るための諸施策を実施します。
- 定期的なふるさとコンサートを開催します。

6. 人権教育の推進

- 平成29年3月に改定された「三重県人権教育基本方針」をもとに、人権教育はすべての教育活動の基盤であるとの認識を持ち、人権教育推進協議会を中心に各関係機関と密接な連携をとり、人権意識の啓発及び理解を深めるための事業を展開します。
- 町内の保育所を対象とした幼児学級の事業を通じて、幅広く人権意識の向上を図ります。

7. 生涯スポーツの振興

- スポーツ基本法による、基本方針と現状と課題を踏まえ、年齢や性別、障がい

等を問わず、広く地域住民が参画することができるスポーツ環境の整備について検討します。

- 総合型地域スポーツクラブ（たまき文化スポーツクラブ）の育成に努力します。
- たまき文化スポーツクラブ・スポーツ推進委員協議会・体育協会と協働しながら、初心者向けのスポーツ教室を企画・運営することで、住民一人一人が思い描くスポーツライフの実現を支援し、総合的なスポーツ人口の増加に向け努力するとともに、スポーツ団体の相互連携の強化を図り、スポーツ指導者の資質向上を図ります。
- スポーツ少年団をはじめとする青少年のスポーツ活動をより一層支援することで、「人間の生活と活動の基礎をなす身体的および精神的な能力」の向上と三重国体の推進を図ります。
- スポーツ団体の自主性を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブ・体育協会との連携した活動が活性化されるよう支援します。

8. 子ども体験活動クラブ ～子どもの居場所づくり事業～ の推進

- 子ども体験活動クラブ「ちゃれ たま！」も引き続き開催します。「ちゃれ たま！」は、子どもの体験活動と親子のふれあいを軸として、「人権教育」「家庭教育」「地域づくり」「心の教育」の観点を大切にして運営していきます。
- 保護者が参加する「ちゃれ たま！」企画においては、子どもの体験活動のみならず、参加保護者すべてが指導者であるとのスタンスのもと運営を行います。すべての参加保護者がすべての参加児童に対して積極的にコミュニケーションを図るよう促すことで、保護者の教育力向上を図っていきます。
- 子ども体験活動クラブ「ちゃれ たま！」を通じて、地域のボランティアの発掘・育成を行い、子ども教室を通じての「地域の教育力向上」及び「地域づくり」を目指します。

9. 多世代の交流と若者による地域づくり

- 次世代を担う若者の交流の場として、玉城ミュージックモンスターフェスティバルを支援します。
- 若い世代が、自らの地域を考え行動し、楽しめる地域づくりができるように、若者玉城塾を開講し、様々な手法を用いてスキルアップを図ります。